

2026
令和8年3月

宮古空港旅客ターミナルビル 1階案内カウンター募集要項

宮古空港ターミナル株式会社

宮古空港旅客ターミナルビルの1階案内カウンター募集について

宮古空港ターミナル株式会社

1. ビルの概要

- (1) 名 称：宮古空港旅客ターミナルビル
- (2) 事業主体：宮古空港ターミナル株式会社
- (3) 住 所 地：〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里 1657 番地の 128

2. テナント募集概要

(1) 募集区画

1階 案内カウンター（事務所・共用エリア） 面積：8.764 m²

3. 応募者の参加資格

応募者は、次のすべての要件を満たすこととします。

- ① 令和8年3月1日現在、宮古島市内に住所（個人の場合）または本社住所（法人の場合）を有する個人または法人。
※本要件を満たすフランチャイズ形式による出店も可とします。
- ② 空港で営業しようとする業種を宮古島内で現に営んでおり、令和8年3月現在で1年以上の営業実績がある事。
- ③ 事業に必要な法令に基づく許可を有する者又は許可を得ることが確実な者。
なお、営業開始日までに、その写しを当社に提出する事。
- ④ 過去3年間の営業において法令に違反し、または罰則を受けた事がない事。
- ⑤ 所得税又は法人税、市民税または法人市民税の滞納がない事。
- ⑥ 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者である事。
- ⑦ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしていない者または申し立てをされていない者である事。
- ⑧ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てをしていない者。
- ⑨ 暴力団関係組織またはその他反社会的暴力活動を行う団体の関係組織でない事。
- ⑩ 営業時間を厳守し、年中無休で営業出来る事。
- ⑪ 責任者（店長等）が常駐、もしくは短時間（45分以内）で空港に来る事が出来、不測の事態におけるお客様への対応、当社の指示等に即応できる事。
- ⑫ 空港ビルの公共性及び特殊性を理解し、旅客等の空港利用客へのサービスに寄与できる事。
- ⑬ 当社主催で行われる防災・保安等の空港内催活動に積極的に参加できる事。
- ⑭ 航空機遅延や荒天による営業時間延長等に対応できる事。

4. 契約条件

1) 契約形態

定期建物賃貸借契約

契約期間満了によって契約は終了し、契約の更新はありません。

ただし、契約終了後新規の契約(再契約)を行うことはあります。

(2) 契約期間

区分	契約期間
案内カウンター	5年

(3) 契約面積

契約面積は次のとおりとします。

区分	契約面積
案内カウンター	事務所：6.776 m ² 共用エリア：1.988 m ²

4) 賃料

固定賃料額：月額賃料単価×契約面積(税別)＋月額管理費単価×契約面積(税別)

【固定賃料額】

(税別)

区分	固定賃料額 月額単価
事務所	月額賃料単価：17,000 円/m ² 月額管理費単価：2,300 円/m ²
共用エリア	月額賃料単価：5,000 円/m ² 月額管理費単価：2,300 円/m ²

(5) 営業日

年中無休

(6) 営業時間

08:00～20:00 まで

※最終出発便が延長する場合は、遅延に合わせて営業時間を延長して頂きます。

※店舗の営業時間については、入居決定後、当社との協議により最終決定します。

(7) 管理費

ターミナルビル公共部分の維持管理にかかる経費を管理費として徴収します。

※公共部分とは区分所有者全員で所有し、共同で利用・管理する場所(トイレ、通路等)。

(8) 直接費

店舗内に係る電気料金、上下水道料金、通信費等は、当社規程の基準にて入居者が別途負担します。

(9) 敷金（予約金）

本契約に基づく債務を担保するため、敷金を無利息の預かり金として徴収します。また、敷金は予約金として下記の方法により納付していただきます。

なお、予約金は、本契約締結時まで無利息でお預かりし、本契約締結と同時に敷金に振替充当いたします。

敷金：（賃貸料＋管理費）×6ヶ月

振込時	振込額
契約書締結時	100%

※開店日の30日前までに店舗を取りやめる場合は、敷金の30%相当額を違約金として頂きます。開店日の29日前以降の店舗の取り消しは、お預かりした予約金の全額を違約金として頂きます

(10) 店舗の造作費及び設備費

- ・店舗内の仕上げ、造作及び設備、店舗看板、メニュー看板等に係る費用は、入居者負担を原則とします。
- ・店舗内の内装工事は、当社が指定する設計関係書類をご提出いただき、当社の承認を得たうえで実施して頂きます。また、ファサードデザインについては、周囲との調和を図るため、使用材料等について調整をお願いする場合があります。

(11) その他経費

以下の使用料については、使用した場合のみ発生する経費です。

- ・電話回線使用料
- ・電話機使用料
- ・駐車場使用料

(12) その他

- ・入居者及びその従業員には、当社の定める管理規則、関係諸法規及び行政官庁などの指示を遵守して頂きます。
- ・営業業種、取扱品目は、当社との協議により定めたものに限ります。これらの変更については、当社の承諾が必要です。
- ・賃貸物件を転貸したり、賃借権・営業権等を第三者に譲渡したり、担保に供する事は出来ません。
- ・営業上必要な許認可の申請、取得は入居者自ら行い、費用は入居者負担となります。
- ・店舗に係る火災保険及び動産保険等の損害保険は入居者自ら加入し、保険料は

入居者負担となります。

5. 応募方法

応募者は、下記に定める応募書類を、持参または郵送（書留）により応募受付期間内に提出して下さい。

（1）応募書類

- ① 出店申込書（様式1） 1部
- ② 出店希望者概要書（様式2） 1部
- ③ 代表者履歴書（様式3）及び代表者住民票抄本（発効から3ヶ月以内） 1部
- ④ 定款の写し及び会社登記事項証明書（発効から3ヶ月以内） 1部
- ⑤ 貸借対照表及び損益計算書（直近3ヵ年分） 各1部
- ⑥ 所得税又は法人税申告書の写し（直近3ヵ年分） 各1部
- ⑦ 所得税又は法人税、市民税または法人市民税の納税証明書（直近1ヵ年分） 各1部
- ⑧ 印鑑登録証明書
- ⑨ 返信用封筒（切手貼り付け） 1部 ※整理番号交付用

※提出された①～⑨の応募書類については、審査の結果に関わらず返却しません。

※応募書類はA4ファイルにまとめて提出して下さい。また、ファイル表紙及び各書類には応募者の商号または氏名を記載する事。

※場合によっては、提出して頂いた書類に付随して、当社が必要とする書類の提出を求める事があります。

（2）応募期間

令和8年3月19日（木）～同年4月10日（金） 17:00まで（必着）

※土日祝祭日を除く09:00から17:00。

※募集要項の内容についてご質問のある場合は、質疑書に記入いただき、E-Mailにて送付ください。なお、ご質問については、応募受付期間中に今回の募集要項についてのみ受け付けます。

※応募受付期間を超えての提出は受け付けられません。

（3）提出先及び問い合わせ先

〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里 1657 番地の 128

宮古空港ターミナル株式会社 総務課 下地（2名）

TEL : 0980-72-1212 FAX : 0980-73-4834

E-Mail : sei.shimoji@miyakoap.co.jp

apshimoji@miyakoap.co.jp

(4) 選定結果の通知および入居者の公表

選定結果は応募者に通知するとともに、選定された整理番号を当社ホームページ[宮古空港ターミナルビル \(miyakoap.co.jp\)](http://miyakoap.co.jp)で公表いたします。

なお、審査の内容に関する問い合わせには一切お答えできません。

(5) 選定の取り消し

次のいずれかに該当すると認められる場合は、当該入居者の選定を取り消します。

① 応募書類の内容に虚偽の記載があった場合

② 応募者の参加資格を満たさなくなった場合

① その他テナント営業者として不適格な事項が認められた場合

6. 留意事項

・ 申込みに要する経費は、全て申込者の負担とします。

以上